

令和5年第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月24日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	8
広域連合長の挨拶	9
日程第4 議案第1号の上程及び提案理由説明	10
日程第5 上程議案に対する質疑について	
[議案第1号]	10
日程第6 上程議案に対する討論及び表決について	
[議案第1号]	11
日程第7 議案第2号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第2号の上 程及び提案理由説明	12
日程第8 上程議案等に対する質疑について	
[議案第2号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第2号]	
	14
日程第9 一般質問	22
日程第10 上程議案等に対する討論及び表決について	
[議案第2号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第2号]	
	24

日程第11	議員提出議案第1号の上程、提案理由説明、上程議案に対する質疑、 討論及び表決について	28
日程第12	議員提出議案第2号の上程、提案理由説明、上程議案に対する質疑、 討論及び表決について	29
日程第13	議員提出議案第3号の上程、提案理由説明、上程議案に対する質疑、 討論及び表決について	30
日程第14	茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙に ついて	32
日程第15	閉会中所管事務調査について	33
	閉会宣告	33
会議録署名		34
参考資料	議案等審議結果一覧表	35
	議案等質疑通告一覧表	37
上程議案等		41



令和 5 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第4号

令和5年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年2月3日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

1 日 時 令和5年2月24日 午後2時

2 場 所 水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館 講堂

以 上

議 員 出 席 表

令和5年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月24日
1	須田浩和	○
2	青木俊一	○
3	下村壽郎	○
4	黒川輝男	○
5	菱沼和幸	○
6	大木作次	○
7	滝沢健一	／
8	原部司	○
9	倉持守	○
10	小室信隆	○
11	坪和久男	○
12	滝広嗣	○
13	田村泰之	○
14	落合信太郎	／
15	遠藤憲子	○
16	小久保貴史	○
17	加藤恭子	○
18	坂本仙一	○
19	田崎清	○
20	高橋典久	○
21	吉川美保	○
22	寺門厚	○

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月24日
23	津田修	／
24	風見好文	／
25	根本光治	○
26	櫻井健一	／
27	市村香	○
28	山本実	○
29	岡田晴雄	／
30	岩間勝栄	○
31	守谷智明	○
32	荒川一秀	○
33	川澄敬子	○
34	坂本純治	○
35	加藤木直	○
36	吉田充宏	○
37	金澤真人	／
38	飯田洋司	○
39	平岡博	○
40	高橋利彰	○
41	中山勝三	○
42	植竹美智雄	○
43	青木輝明	○
44	船川京子	○

説明員出席者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	染谷	森雄（五霞町長）
事務局長	本谷	忍
監査委員	小沼	均
事務局次長兼会計管理者	関口	勝己
総務企画課長	永作	薫
事業課長	石川	憲一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	小野	克也
書記	植竹	徹

提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 10 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 11 号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 議員提出議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 議員提出議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について
- 議員提出議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について



議 事 日 程

2 月 2 4 日



令和 5 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 5 年 2 月 24 日（金）

午後 2 時開議

- 開会宣告
諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意
を求めることについて
- 日程第 5 上程議案に対する質疑
【議案第 1 号】
- 日程第 6 上程議案に対する討論及び表決について
【議案第 1 号】
- 日程第 7 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の
制定について
議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の
制定について
議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
の制定について
議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 8 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算
議案第 9 号 令和 4 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予

算（第2号）

議案第10号 令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同
意を求めることについて

報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提
起）

報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の
和解）

日程第8 上程議案等に対する質疑

【議案第2号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第2号まで】

日程第9 一般質問

日程第10 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第2号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第2号まで】

日程第11 議員提出議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報
の保護に関する条例の制定について

【質疑、討論及び表決】

日程第12 議員提出議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報
の保護に関する条例施行規程の制定について

【質疑、討論及び表決】

日程第13 議員提出議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一
部を改正する規則の制定について

【質疑、討論及び表決】

日程第14 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙につ
いて

日程第15 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 2 時

開会宣告

○議長（須田浩和君） 定刻となりましたので、会議を始めます。

ただいまの出席議員数は32名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回茨城県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（須田浩和君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了
承願います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求め
た者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、
御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

桜川市議会選出の仁平実議員、坂東市議会選出の張替秀吉議員、稲敷市議会選出の
松戸千秋議員、笠間市議会選出の安見貴志議員、かすみがうら市議会選出の田谷文子
議員が選出元市町村において任期満了となりました。

これによって、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、
令和4年9月29日に桜川市議会の市村香議員、同年12月22日に坂東市議会の風見好文
議員、同日に稲敷市議会の根本光治議員、同月27日に笠間市議会の田村泰之議員、令
和5年2月7日にかすみがうら市議会の櫻井健一議員が当選されましたことを御報
告いたします。

14時00分、12番滝議員が出席をいたしましたので御報告申し上げます。同じく14時
00分、39番平岡議員が出席いたしましたので、御報告申し上げます。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、市村香議員から御挨拶をお願いいたします。

○27番（市村香君） 桜川市議会選出の市村でございます。どうぞよろしくお願いい
たします。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、根本光治議員から御挨拶を願います。

○25番（根本光治君） 稲敷市選出の根本光治でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

続きまして、田村泰之議員から御挨拶を願います。

○13番（田村泰之君） 笠間市議会議員選出の田村泰之でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須田浩和君） ありがとうございます。

なお、風見好文議員、櫻井健一議員は本日欠席となっております。

日程第1 議席の指定について

○議長（須田浩和君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（須田浩和君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、28番山本実議員、32番荒川一秀議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（須田浩和君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

広域連合長の挨拶

- 議長（須田浩和君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

- 広域連合長（豊田稔君） 令和5年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多用中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、少子高齢化が急速に進展をし、今後も医療費の増大が見込まれる中、昨年10月から、一定以上の所得がある被保険者を対象に、医療費の窓口での2割負担の導入が始まりました。

これまで大きな混乱もなく円滑にスタートできましたことは、議員各位をはじめ、各市町村及び関係団体の皆様の御理解と御協力の賜物と、心より感謝を申し上げます。

その後、国においては、全ての団塊世代が75歳以上の高齢者となる2025年を見据え、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、負担能力に応じて全ての世代で増加する医療費を公平に支え合う仕組みを盛り込んだ健康保険法等の改正案が閣議決定をされ、今国会へ提出されたところでございます。

当広域連合といたしましては、今後も国の動向を注視しますとともに、医療費の伸びが過大にならないよう、医療費適正化対策に力を入れるなど、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、44市町村及び関係機関と連携を密にし、引き続き円滑な制度運営に取り組んでまいります。

本日は、副広域連合長の選任、各条例の制定や改正、令和5年度当初予算案及び令

和4年度補正予算案など、13件の案件について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須田浩和君） ありがとうございました。

日程第4 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○議長（須田浩和君） 日程第4、議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し述べます。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることにつきましては、本年2月21日をもって副広域連合長でありました染谷森雄氏が任期満了となりましたが、引き続き同氏を選任したいと存じます。

染谷氏は平成19年から五霞町長を務められ、茨城県町村会会長などの要職を歴任されるなど、副広域連合長として最適任者であります。

以上で提案理由の説明を終わります。議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（須田浩和君） 14時05分、19番田崎議員が出席いたしましたので御報告申し上げます。

14時05分、34番坂本議員が出席いたしましたので御報告申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わりました。

日程第5 上程議案に対する質疑

○議長（須田浩和君） 日程第5、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案に対する質疑を終結させていただきます。

日程第6 上程議案に対する討論及び表決について

○議長（須田浩和君） 日程第6、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。挙手でも結構であります。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意されました染谷森雄副広域連合長を、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として出席を求めますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

午後2時12分休憩

午後2時14分再開

○議長（須田浩和君） それでは再開いたします。

この際、副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がございますので、これを許します。

副広域連合長染谷森雄君。

〔副広域連合長 染谷森雄君 登壇〕

○副広域連合長（染谷森雄君） では皆様、改めまして、こんにちは。

ただいま御紹介をいただきました五霞町の町長を務めております染谷でございます。

私は令和3年の2月にこの広域連合の副広域連合長に就任させていただきました。

早いものでもう2年が経過して、任期満了ということになりまして、そして、ただいま皆様方の御同意をいただいたということで、再任という形になりました。大変光栄に存じますし、微力でございますが頑張らせていただきたいと思います。

そういう中で、私も後期高齢者になりました。2022年から25年のこの団塊の世代が後期高齢になるということで、大変多くの高齢者が今度は増えるわけですが、そういう中であって、昨年10月からは窓口負担の見直しと、いろいろ改正が行われました。

今後、色々な課題がこの広域連合では多くあるかと思いますが、広域連合長を助けながら、県民が平等に、また年を取っても安心して医療にかかれるような広域連合の運営に対しまして、頑張らせていただきたいと思いますので、どうか議員の皆様方の御理解、御協力も今後よろしくお願い申し上げまして、大変簡単ですが、就任の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

日程第7	議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
	議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について
	議案第4号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について
	議案第5号	茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第7号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第8号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
	議案第9号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
	議案第10号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第11号	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選

任の同意を求めることについて

- 報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

○議長（須田浩和君） 次に、日程第7、議案第2号から議案第11号まで並びに報告第1号及び報告第2号、以上12件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第11号まで並びに報告第1号及び報告第2号、以上12件を一括議題とすることに決しました。それでは、ただいまの12件について提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） それでは、引き続き提案理由の説明を申し述べます。

議案第2号 個人情報保護法施行条例の制定につきましては、個人情報保護法が改正となり、令和5年4月1日から改正法の規定が直接適用となるため、法の施行に関し、必要な事項を規定するものでございます。

議案第3号 個人情報保護審査会条例の制定につきましては、保有個人情報の開示請求に関して審査請求が行われた場合に、広域連合からの諮問に応じて審査請求の内容を調査審議するための機関の設置など必要な事項を規定するものでございます。

議案第4号 職員の定年等に関する条例の制定につきましては、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、今後60歳を超える職員が広域連合に対して派遣された場合などに対応するため、必要な事項を規定するものでございます。

議案第5号 情報公開条例の改正につきましては、行政情報の公開義務及び公開請求の手續などについて、改正個人情報保護法との整合性を図ることなどを目的に、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号 後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、保険料の軽減措

置の対象となっている世帯が引き続き当該軽減措置の対象となるよう、所得判定基準額の見直しを図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号 令和5年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,724万円とするものでございます。

議案第8号 令和5年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,774億4,321万6,000円とするものでございます。

議案第9号 令和4年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれの総額から歳入歳出それぞれ4,471万3,000円を減額するものでございます。

議案第10号 令和4年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,448万円を減額するものでございます。

議案第11号 公平委員会委員の選任の同意を求めることにつきましては、令和5年3月28日をもって公平委員会委員の任期が満了となるため、後任者の選任について同意を求めるものでございます。

報告第1号及び第2号 専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすること及び損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分を行ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（須田浩和君） 以上で12件の提案理由の説明は終了いたしました。

日程第8 上程議案等に対する質疑

○議長（須田浩和君） 次に、日程第8、議案第2号から議案第11号まで並びに報告第1号及び報告第2号、以上12件の上程議案等に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 15番の遠藤憲子でございます。

通告しております議案質疑を行います。

初めに、議案第2号 後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてです。

この議案は令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体等が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通ルールが適用されることになり、令和5年4月から施行されます。法改正に伴って、新たに個人情報に関する施行条例を制定し、現行の個人情報保護条例を廃止するものです。この条例を廃止する目的は、匿名加工制度、オープンデータ化、そして、情報連携、オンラインの結合を自治体に行わせようとするものです。

行政のデジタル化につきましては、2025年が期限の自治体情報システム標準化に向けまして、その地ならしと言えるのが個人情報保護法のこの改定案です。全国の共通ルールになることで、広域連合におけますメリット、デメリットについてお尋ねをいたします。

続きまして、議案第8号 令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療の特別会計予算についてであります。

33ページ、歳入の部です。市町村の負担金約703億円の計上です。前年比では約29億円が増加となっています。これは被保険者の保険料率、額とも令和4年度と同様でございますが、被保険者数の自然増、そしてまた、賦課限度額が令和4年から66万円になった、このことによるものなのか。具体的な内容についてお尋ねをいたします。

そして、歳出のほうです。44ページです。保険給付費で療養給付費、前年比で137億円の増です。令和4年10月から年金収入200万以上の被保険者の窓口負担が1割から2割になりましたが、影響と増加額の理由について、2割負担のうち配慮措置の状況についてお尋ねをいたします。

そして、48ページ。保健事業費です。委託料で、保健事業の一体的実施にかかる委託料につきまして、令和5年実施の予定は40自治体。これは資料請求で明らかですが、全体では約5億4,758万円。事業内容、委託料につきましては、資料請求で明らかなのですが、この委託料の内容ですね。人口規模なのか、それから、内容等で基準はあるものなのか、伺います。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 遠藤議員の議案質疑にお答えいたします。

初めに、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月から、地方公共団体にも改正法の規定が一律に適用されることとなります。本定例会に提案中の施行条例は、その施行に必要な事項として手数料などを定めるものであります。

改正法の施行に伴い、今後は全国共通ルールの下で個人情報の保護に取り組むこととなりますが、その狙いとしては、全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正や、我が国の成長戦略への整合性の確保を図ることが背景にあるものと認識をしております。

情報通信技術の飛躍的な進展に伴い、行政機関が保有する情報を公益的な目的のために利活用することが期待される一方、情報漏洩のリスクも懸念されますことから、情報セキュリティ対策の強化が重要になってまいります。

このため、広域連合では情報セキュリティポリシーを定め、組織体制の確立や不正な立入り等を規制する物理的セキュリティ対策の実施、職員に対する情報セキュリティ教育など、五つの柱の下、総合的なセキュリティ対策に取り組んでいるところでございます。

今後は、個人情報保護法の適用に際し、これまで条例に基づいて扱ってきた個人情報保護の水準が後退したと受け止められることのないよう、職員に対して研修等を実施し、個人情報保護制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて個人情報保護審査会や国の助言も受けながら、被保険者の個人情報保護が適正かつ厳格に図れるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歳入予算のうち、市町村負担金についてでございます。

市町村負担金の内訳については、令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の32乃至33ページ上段に記載のとおりであり、そのうち保険料負担金については、約331億円を予算計上しております。

これは、令和4年度の当初予算額約317億円と比較して約14億円、率にして約4%の増となります。

増加の主な要因ですが、いわゆる団塊の世代が75歳に到達し始めた中、被保険者数について前年度から約4%増を想定し、約46万人と見込んだことによるものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、令和4年度より66万円に改定となっております

ことから、令和5年度予算においてその影響は特に見込んでおりません。

次に、市町村負担金のうち、療養給付費負担金についてですが、令和5年度予算額として約296億円を計上しております。これは前年度の当初予算額約284億円と比べ、約12億円、4%の増となります。

予算編成におきましては、過去の保険給付実績に基づき、慎重に令和5年度給付額を算出した上で、所定の負担割合を掛けて所要額を積算しております。

増加の主な要因につきましては、先ほど申し上げたのと同様、被保険者数の増加によるものとなっております。

次に、歳出予算のうち、療養給付費についてでございます。

令和5年度の療養給付費の当初予算額は約3,529億円であり、前年度と比べ約137億円、率にして約4%の増となっております。増加の理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数の増加によるものでございます。

次に、令和4年10月1日からの窓口負担2割区分の導入による影響についてでございます。

2割負担の導入に際しては、受診抑制を懸念するなど様々な御意見がございましたが、広域連合としましては、市町村と連携し、被保険者の目に見える形で分かりやすい周知、広報に取り組むとともに、被保険者や御家族からの問合せ等には、その都度丁寧に対応し、理解の促進に努めてまいりました。

また、急激な負担増を抑える配慮措置についても、制度に則り適正かつ円滑な実施を図っているところでございます。

2割負担の導入から間もなく5か月になりますが、これまで大きなトラブルはなく、おおむね円滑な施行になったものと認識をしております。

次に、配慮措置の状況についてでございます。

同一の医療機関での受診については、上限額以上を窓口で支払わなくてよい、いわゆる現物給付の扱いとなっており、それ以外の場合には1か月の負担増は3,000円までに収まるよう差額の払込みを行っております。

その配慮措置の給付状況ですが、令和4年10月診療分に係る配慮措置のうち、先ほど申し上げた差額の払込み分につきましては、本年1月に支給を行ったところであり、誠に申し訳ございませんが、配慮措置の支給額等について申し上げることができる状況にはございません。今後できる限り速やかに数値の精査を行ってまいりますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

最後に、保健事業の一体的実施に係る委託料についてでございます。

令和5年度の実施予定市町村数については、前年度より9市町村多い40市町村を見

込んでおります。委託料につきましては、事業の企画調整など、中心的な役割を担う医療専門職の person 費に加え、地域における保健指導や通いの場における啓発、相談等を行う職員の person 費、活動諸費が対象となります。令和5年度当初予算の委託料におきましては、市町村が事業を進める上で委託料に不足等が生じないように、要綱に基づく上限額で所要額を積算し、予算に計上しております。

次に、具体的な事業内容についてですが、市町村では地域の健康課題などを踏まえ、令和5年度に向けて事業内容の検討を進めているところであり、現在把握しているところでは重複を含め、糖尿病性腎症の重症化予防に関わる相談、指導の取組が28市町村、生活習慣病の重症化予防に関わる相談、指導の取組が21市町村、健康状態が不明な高齢者の状態を把握し、必要なサービスに接続する取組が21市町村などとなっております。

今後、新年度の実施体制等を踏まえた上で、取組の詳細を決定していくこととなりますが、実施予定市町村と連携しながら、丁寧に協議を進めていきたいと考えております。

広域連合としましては、令和6年度までに県内全ての市町村で一体的事業が実施できるよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

○ **議長**（須田浩和君） 14時13分、11番坪和議員が出席をいたしましたので御報告申し上げます。

ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

なお、発言の残り時間は11分28秒であります。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○ **15番**（遠藤憲子君） 個人情報のことについて再質問したいと思います。

新たに全国でこの共通ルールを設定した上で、法の範囲で独自の保護措置については最小限で許容するということになっているようです。しかし、集積されました個人情報やデータを企業等が利活用しやすい仕組み、これにすることが優先されているといたします。

自治体の情報システム標準化、この対象となっている、この広域連合でもそのようなのですが、基幹システム。この業務のほとんどが自治事務です。各自治事務の処理方法にも今回義務づけを課して、枠づけをするということは地方自治の侵害に当たらないかというふうに考えます。

一元化することで個人情報の範囲を狭くし、閲覧履歴など、このような端末情報などが保護されなくなる恐れがあります。民間部門に合わせまして公的部門の範囲を狭めていくことは、個人情報保護のこの姿勢を後退させるもので、プライバシーの侵害や個人情報の漏洩など、国民生活に影響などが心配されているところです。

先ほど御答弁いただいたのですが、セキュリティ対策、それと職員の方の研修ということですが、セキュリティ対策につきましては、多分こういうのは委託ということになると、やっぱりそこにも配慮が必要になるのではないかと思います。その点についてもう少し詳しく、また、職員の研修というものもどういふようなことを想定されているのか伺いたいと思います。

今後、データを利活用できるように加工する、匿名加工がされるということですが、このことにつきましても外務委託も可能ということなので、加工前の個人情報が外部に渡ることになり、外部に渡った情報が漏洩すれば、行政への信頼を失いかねない。

このような大きな問題も抱えておりますので、その辺について再度伺います。

それと、療養給付費のところ、確かに団塊の世代、そして被保険者が約4%増に伴って給付費等も増えているということは理解できるのですが、この配慮措置ですね。3,000円までのこういった部分につきましては、後ほど還元されるということは理解できるのですが、昨年10月から行われておりまして、1月にその支給がされたということですが、この辺の把握というのは広域連合では、各市町村との連絡もあるとは思いますが、この辺の遅れというのはどういふふうに考えているのか。その点を伺いたいと思います。

それと、保健事業費のほうで、重症化予防とか生活環境とか、いろいろな取組をされている自治体が今度は40自治体ということですが、この自治体独自でやはり人件費、人の手配、いろいろ大変だということも聞いておりますが、その辺の広域連合からの色々とアドバイスがあったのかどうか、それともこれはあくまでも自治体にお任せして、その事業をやっていく内容なのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、個人情報保護法の関係でございます。

いろいろと御懸念の点についてお話いただきましたが、個人情報保護法の改正につ

きましては、これまで国や地方公共団体、それから民間事業者によって、それぞれ別の法体系が適用されてきたものを、今後は全国的な共通ルールとして一元化する、そういう目的のものでございまして、国会で慎重審議の上、成立した法律でございますので、我々としては必要な改正であったものと認識をいたしております。

改正法とこれまでの個人情報保護条例について、差がどうなのかというところがございますけれども、内容をよく見てみますと、多少規定の仕方が異なるところはございますが、基本的には、改正法において条例と同じ水準の個人情報の保護を図ることができるような規定になっていると考えております。

それから、委託業者に対する情報漏洩対策についてもお話があったかと思えます。委託業務の発注に際しましては、入札参加要件としまして、プライバシー保護に関するISO認証の取得ですとか、プライバシーマークの取得を要件に加えております。

また、契約書において個人情報の取扱いに関し、目的外使用や第三者への提供、それから複写の禁止などの特記事項を盛り込んでおります。これらによって、委託業者における情報漏洩対策に取り組んでいるところでございます。

それから、職員に対するセキュリティ教育についてでございますけれども、これはこれまでも専門業者に委託をしまして、私も含めて事務局の職員全員にセキュリティ教育、研修を実施しております。今後は改正法の趣旨などもよく取り入れながら、セキュリティ教育の充実を図って参りたいというふうに考えております。

それから、匿名加工情報についてのお話もあったかと思えます。匿名加工情報につきましては、行政機関が保有する情報を特定の個人を識別できないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報となっております。提案募集制度については、広域連合を含めまして、現在のところ、都道府県及び政令指定都市を除いた地方自治体への適用は任意という扱いになっておりまして、当広域連合ではその匿名加工情報について現在募集を予定しているものはございません。ただ、今後そういったものが出てきた場合には、法令で定められた審査基準、情報の加工基準への適合をきちんと審査をして情報漏洩がないように、また、個人が特定されることのないようにしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

それから、保健事業の一体的実施に関して、人材不足等に対する対応ということでお話をいただいたかと思えます。保健師の不足につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応などもありまして、どこの市町村でも苦慮をしている状況であるというふうに認識をいたしております。

本事業では、事業の企画立案に重要な役割を担います医療専門職の person 費を含めまして、我々のほうから委託費を交付いたしまして、市町村の財政負担を抑えながら、

それぞれの市町村の事情を踏まえつつ、協力をお願いしているところでございます。

また、国に対しては地域の実情に応じて柔軟に事業を運用できるようにとということでこれまでも要望してきたところでございまして、医療専門職の採択要件について、徐々に緩和も図られてきております。

我々としましては、今後とも市町村の意見を丁寧にお聞きしながら、きめ細かく対応して参りたいと考えております。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は7分21秒です。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 一番先に質問しました広域連合の個人情報の保護の、広域連合におけるメリット、デメリットについて明確なお答えがなかったように思うのですが、この辺を再度伺いたいと思います。

それと、先ほど質問しました2割負担のうちの配慮措置ですね。これが昨年の10月から始まって1月に支給が行われたということですが、この辺の把握です。なぜ遅くなったのか。今後のことについて、先ほど質問したような気がするのですが、こころの答弁がないというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（須田浩和君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長（本谷忍君） ただいまの質問にお答えいたします。

個人情報保護法の改正に係るメリット、デメリットでございますけれども、メリットにつきましては、プライバシーの保護との両立を図りながら、行政機関が保有する個人情報を公益的な目的のために活用する。そして、そのことによって社会的な諸課題の解決に寄与することが期待できる。また、我が国の成長戦略との整合性についてもそこで図られていくということがメリットではないかと考えております。

デメリットでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、情報漏洩のリスクがあるということがデメリットではないかと思っております。これにつきまして、リスクというのは決してゼロにはなりませんので、それを日々の行動に落とし込んで

いく、その継続によってリスクを下げていく、そういうコントロールが重要ではないかと考えております。

次に、配慮措置の支給についてでございますけれども、医療機関におきましては現物給付ということで、窓口で月3,000円以上の増額が伴わないような形で清算をされているところでございます。医療機関からはレセプトを月ごとにまとめて、その翌月に請求が出されてまいります。それが国保連のほうで審査、支払いが行われ、広域連合のほうに書類が回ってくるという流れになっております。国の資料におきましても約4か月をめどに支払いを行うとなっているところでございます。

したがって、10月診療分につきましては1月に支払いを行ったという状況でございます。

○議長（須田浩和君） 以上で、上程議案等に対する質疑を終結いたします。

日程第9 一般質問

○議長（須田浩和君） 次に、日程第9、一般質問を行います。

それでは、質問を許します。

33番川澄敬子君。

[33番 川澄敬子君 登壇]

○33番（川澄敬子君） 33番、茨城町選出の川澄敬子です。

コロナ禍が長引き、物価が高騰する中で、高齢者の生活はますます厳しくなっています。令和3年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告によると、所得額階層別の構成割合は、所得なしが全国46.87%、茨城県が49.10%となっており、高齢者の半数が所得がない状態で、しかも茨城県は全国平均よりも多くなっています。

さらに、昨年10月から、75歳以上の医療費窓口負担が一部、1割から2割に2倍とされました。全国保険医団体連合会ではアンケートを実施し、過去半年以内の受診、生活状況などを質問し、その結果、患者の深刻な実態が明らかになりました。「経済的理由で受診を控えたことがある」との回答が16.7%、「検査、薬、治療を減らすよう頼んだ」との回答が9%、「生活費を削って受診している」との回答は12%、「蓄えを切り崩している」との回答は29%に上りました。受診を控えているなどの現状に、保団連は「重症化し、命に関わる」、「高齢者は受診せざるを得ない病気を抱えてお

り、貯金や生活を切り詰めて受診している」と警鐘を鳴らしています。75歳以上の医療費窓口負担を1割に戻してほしい、これが多くの高齢者の声です。

また、報道によると、政府は負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障構築に向けた健康保険法などの改正案を閣議決定し、国会に提出しました。その中では、75歳以上の後期高齢者のうち、比較的所得の高い人の医療保険料を2024年から25年度に段階的に引き上げるとしています。保険料の引き上げは年収153万円超が対象で、後期高齢者全体の約4割に当たります。今でさえ、年金から天引きされる保険料に、年金が減ってしまう、生活が厳しいなどの声があるのに、さらに保険料を引き上げる。比較的所得の高い人と言いますが、基準が引き下げられる可能性もあります。

また、4月から50万円に増額する出産育児一時金の財源について、24年度から75歳以上の保険料で一部負担すると決められました。なぜ出産育児への支援を高齢者の負担にするのか非常に疑問です。

こうした状況を踏まえると、茨城県独自の減免制度が必要ではないでしょうか。今回、低所得者の保険料を軽減するための基準がわずか5,000円引き上げられますが、不十分です。

そこで、均等割額が5割軽減される人は何人、何%か。2割軽減される人は何人で何%か。

茨城県独自の減免制度を作るべきと考えますが、これについて答弁を求めます。

○**議長**（須田浩和君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○**事務局長**（本谷忍君） 川澄議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、保険料軽減の人数についてでございます。

今回の条例改正につきましては、本年1月、国において、低所得者の保険料軽減に係る所得判定基準を定める政令が公布されたことから、政令の基準に従い、関係条例の改正を行うものでございます。

御質問のありました軽減措置の対象について、令和4年度の本算定時における被保険者数と所得額を用いて試算した結果、5割軽減の対象者数は約4万8,000人で、被保険者全体の約11%、2割軽減の対象者数が約5万人で、被保険者全体の約11%となっております。

次に、広域連合独自の減免制度についてでございます。

後期高齢者医療制度におきましては、世帯の所得に応じ、最大で均等割額の7割を軽減する措置が講じられており、所得の低い世帯の方ほど保険料がより軽減される仕組みとなっているほか、災害や失業など、特別の事由により被保険者の負担能力に著しい変化が生じた場合に配慮するため、保険料等の減免制度が設けられております。

議員から、当広域連合独自の減免制度を作るべきとの御意見を頂きましたが、後期高齢者医療は制度上、公費と現役世代からの支援金、保険料で運営されており、広域連合として一般財源を持ち合わせていないことは、大きな課題であると認識しております。

また、負担の公平性や財政の安定化、他の医療保険との整合性等を確保することも必要であり、その上で制度全体の安定運営を図っていくことが重要であると考えております。

当広域連合としては、現在のところ独自の減免措置を設けることは考えておりませんが、今後、各広域連合の動向や国民健康保険制度における取扱い状況などを慎重に見守って参りたいと考えております。

○議長（須田浩和君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

以上で一般質問を終了いたします。

日程第10 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（須田浩和君） 日程第10、議案第2号から議案第11号まで並びに報告第1号及び報告第2号、以上12件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

[15番 遠藤憲子君 登壇]

○15番（遠藤憲子君） 議案第2号、第3号、第5号、第8号に対する反対討論を行います。第3号、第5号は第2号と関連するものなので、そのことも申し添えます。

個人情報保護法施行条例については、質疑でも述べましたが、地方公共団体が個々に持つ既存の条例を廃止し、全国共通のルールで一元化するのは、地方自治の根幹を

揺るがすものです。国、自治体が保有する個人情報、公権力を駆使して取得、申請、届出に伴い、義務として提出されたもので、企業が保有する顧客情報とは比べものにならない多岐にわたる膨大な情報量です。

このデータを活用するために、国は行政のデジタル化は必要といい、そのため、各自治体においてデータ外部提供の仕組みである匿名加工情報制度の導入が進められております。法制度一元化のため、今回の議案として提出をされました。

しかし、国民生活の影響として指摘をされているのが、プライバシー侵害の拡大、個人情報漏洩、住民サービスの後退、マイナンバー制度の拡大、官民癒着の拡大などです。

このことにより、個人情報保護法、議案として出ています議案第2号に反対をするものです。

議案第8号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計については、被保険者数は団塊世代が順次後期高齢者になり、前年比4%の増。予算規模も前年比に比べて4.3%増で編成をされております。資料請求でも明らかのように、所得階層別では、所得なしが49.7%、所得ありが50.13%と、前年比でも多少所得なしからありに変化が出ています。このことは、保険料にも大きく影響をしていると思います。

また、賦課限度額の引き上げが令和2年には64万円、令和4年には66万円などと、被保険者に負担を強いることが続いております。

さらに、今後の課題として、全世代で負担をする保険法案の閣議決定など、出産育児一時金に後期高齢者医療から7%ほどの拠出が行われ、ますます保険料の負担増が予想されます。

物価高騰もあり、高齢者の生活を圧迫することからも、年齢で差別するだけでなく、高い保険料や窓口の一部負担など、これ以上の負担を強いるべきではないと考え、反対をするものです。

議員各位の御賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○議長（須田浩和君） 以上で遠藤憲子君の討論を終了します。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 起立者多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決

することに決しました。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（須田浩和君） 総員起立であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11 議員提出議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長（須田浩和君） 日程第11、議員提出議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者を代表いたしまして、坂本仙一君から説明願います。

[18番 坂本仙一君 登壇]

○18番（坂本仙一君） それでは、説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書第2分冊の1ページを御覧ください。

提案理由は、個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体の機関に対し、改正法の規定が直接適用となる一方、地方公共団体の議会は改正法の適用除外とされることから、議会が保有する個人情報の保護を図るため、新たに条例を制定するものであります。

制定内容につきましては、第1章総則から第6章罰則までの6章での構成となります。

また、第6章の罰則規定については、水戸地方検察庁と協議を行い、内容に問題がないとの回答を得ております。

以上で説明を終わります。議員各位の慎重なる御審議をいただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須田浩和君） 以上で説明を終わります。

本案に対する質疑及び討論の通告はございません。

本案は直ちに採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12 議員提出議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について

- 議長（須田浩和君） 日程第12、議員提出議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定についてを議題といたします。
提出者を代表いたしまして、坂本仙一君から説明を願います。

〔18番 坂本仙一君 登壇〕

- 18番（坂本仙一君） それでは、説明させていただきます。
恐れ入りますが、議案書第2分冊の20ページを御覧ください。
提案理由ですが、広域連合議会の個人情報保護条例を制定することに伴い、条例の施行に必要な事項を規定するものであります。
主な制定内容は、個人情報の開示請求の手续や開示請求等に必要な関係様式などを規定するものであります。
以上で説明を終わります。議員各位の慎重なる御審議をいただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（須田浩和君） 以上で説明を終わります。
本案に対する質疑及び討論の通告はございません。
本案は直ちに採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。
よって、直ちに採決することに決しました。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13 議員提出議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の

一部を改正する規則の制定について

○議長（須田浩和君） 日程第13、議員提出議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者を代表いたしまして、坂本仙一君から説明を願います。

〔18番 坂本仙一君 登壇〕

○18番（坂本仙一君） それでは、説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書第2分冊の58ページを御覧ください。

提案理由は、議会に対し、女性をはじめとする多様な人材の参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議等の欠席事由の整理を行うとともに、産前、産後の欠席期間などを規定するものであります。

主な改正内容ですが、これまで「事故」と表記していた欠席事由を「公務、疾病、育児」などと具体的に規定し、産前・産後の欠席期間を「出産予定日の6週間前の日から出産後8週間を経過する日まで」とするほか、請願に係る押印を「署名又は記名押印」に変更するものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の慎重なる御審議をいただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（須田浩和君） 以上で説明を終わります。

本案に対する質疑及び討論の通告はございません。

本案は直ちに採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（須田浩和君） 次に、日程第14 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

広域連合選挙管理委員及び同補充員の任期が令和5年3月28日をもって満了となることから、広域連合規約第16条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） それでは、指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指名いたします。選挙管理委員に三ッ井洋平氏、片平博氏、市村茂夫氏、黒澤啓子氏、以上の方を指名いたします。

また、補充員に、宮園美次氏、小松崎吉則氏、加部東肇氏、小竹貞男氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方々が広域連合選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序にいたしたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序とすることに決しました。

ただいま当選しました選挙管理委員及び同補充員への当選告知は事務局から文書をもって告知いたしたいと存じます。

日程第15 閉会中所管事務調査について

○議長（須田浩和君） 次に、日程第15、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田浩和君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（須田浩和君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和5年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 須田 浩和

2 8 番 山本 実

3 2 番 荒川 一秀



参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	R5.2.24	原案同意
		R5.2.24	
議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第4号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第5号	茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第6号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第7号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第8号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第9号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第10号	令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議案第11号	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて	R5.2.24	原案同意
		R5.2.24	
報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(訴えの提起)	R5.2.24	承認
		R5.2.24	
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(訴訟上の和解)	R5.2.24	承認
		R5.2.24	

議員提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議員提出 議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議員提出 議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例施行規程の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	
議員提出 議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	R5.2.24	原案可決
		R5.2.24	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

発言順位 1

質 問 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和5年2月16日
質 問 事 項			答 弁 者
<p>1 【議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について】</p> <p>これまで、全国の各自治体はそれぞれ独自の保護条例を規定して、保有個人情報の保護や取扱いについて規定をしてきたが、令和5年4月から個人情報保護法が、直接、適用となる。</p> <p>国は、個人情報を匿名加工した状態でオープンデータ化し、情報連携を図る考えだが、はたして、情報漏洩につながらないか心配される場所である。</p> <p>そこで、広域連合として、そのメリット・デメリットを、どのように考えるか、見解をお伺いしたい。</p>			事務局長
<p>2 【議案第8号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算】</p> <p>(1) 歳入①市町村負担金 約703億円 前年比約29億円増</p> <p>被保険者の保険料率、額とも令和4年度と同様だが、被保険者数の自然増と賦課限度額が66万円となったことによるものか。具体的な内容について。</p> <p>(2) 歳出①44頁 保険給付費で療養給付費 前年比137億円増</p> <p>令和4年10月から年金収入200万円以上の窓口負担が1割から2割になったが、影響と増加額の理由について。2割負担のうち、配慮措置の状況は。</p> <p>(3) 歳出②48頁 保健事業費</p> <p>委託料「保健事業の一体的実施にかかる委託料」について、令和5年度実施の予定は40自治体だが、事業内容と委託料について。</p>			事務局長

質 問 者	川澄 敬子 議員	受付日	令和5年2月16日
質 問 事 項			答 弁 者
<p>コロナ禍が長引き、物価が高騰する中で、高齢者の生活はますます厳しくなっています。令和2年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告によると、所得額階層別の構成割合は、所得なしが全国50.05%、茨城県が53.42%となっており、高齢者の半数以上が所得がない状態で、しかも茨城県は全国平均よりも多くなっています。</p> <p>さらに昨年10月から、75歳以上の医療費窓口負担が一部、1割から2割と2倍になりました。全国保険医団体連合会では、アンケートを実施し、過去半年以内の受診・生活状況などを質問し、その結果患者の深刻な実態が明らかになりました。「経済的理由で受診を控えたことがある」との回答が16.7%、「検査・薬、治療を減らすよう頼んだ」との回答が9%、「生活費を削って受診している」との回答は12%、「蓄えをを切り崩している」との回答は29%に上りました。受診を控えているなどの現状に、保団連は「重症化し、命にかかわる」「高齢者は受診せざるを得ない病気を抱えており、貯金や生活を切り詰めて受診している」と警鐘を鳴らしています。75歳以上の医療費窓口負担を1割に戻してほしい、これが多くの高齢者の声です。</p> <p>また報道によると、政府は負担能力に応じて支えあう「全世代型社会保障」の構築に向けた健康保険法などの改正案を閣議決定し、国会に提出しました。その中では、75歳以上の後期高齢者のうち、比較的所得の高い人の医療保険料を2024年～2025年度に段階的に引き上げるとしています。保険料の引き上げは年収153万円超が対象で、後期高齢者全体の約4割に当たります。今でさえ、年金から天引きされる保険料に、「年金が減ってしまう」「生活がきびしい」などの声があるのに、さらに保険料を引き上げる、比較的所得の高い人と言いますが、基準が引き下げられる可能性もあります。また、4月から50万円に増額する出産育児一時金の財源について、2024年度から75歳以上の保険料で一部負担すると決められました。なぜ出産育児への支援を、高齢者の負担にするのか非常に疑問です。</p> <p>こうした状況を踏まえると、茨城県独自の減免制度が必要です。今回低所得者の保険料を軽減するための基準がわずか5,000円引き上げられますが、不十分です。</p> <p>(1) ①均等割額が5割軽減される人は何人、何%か。2割軽減される人は何人、何%か。</p> <p>(2) ②茨城県独自の減免制度を作るべきだと考えるが、答弁を求める。</p>			<p>事務局長</p>

発 言 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和5年2月16日
発 言 事 項			
【反対討論】			
(1) 議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について			
(2) 議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について			
(3) 議案第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について			
(4) 議案第8号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算			



上 程 議 案 等



議案第1号

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第11条の規定に基づき、副広域連合長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

氏名 染谷 森雄
生年月日 昭和22年2月8日
住所 茨城県猿島郡五霞町

（提案理由）

令和5年2月21日をもって茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の任期が満了した。よって副広域連合長として適任である染谷森雄氏を選任したいので、議会の同意を求めるものである。

参考

染谷 森雄 氏略歴

生年月日 昭和 22 年 2 月 8 日
住 所 茨城県猿島郡五霞町

略 歴

平成 19 年 5 月	五霞町長に就任
平成 29 年 11 月	茨城県町村会長に就任
令和 3 年 2 月	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に就任
令和 5 年 2 月	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の任期満了

議案第2号

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の機関（広域連合等の特別地方公共団体を含む。）に対して、改正法の規定が直接適用されることとなるため、法の施行に関し必要な事項を規定するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例で、実施機関とは広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会のことをいう。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第5条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条及び第12条第3項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報を取扱う職務に従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取扱う事務の委託を受け、当該事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項、第21条第1項又は第27条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用中止については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の際現に旧条例第31条第1項の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合に置かれた同条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

4 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第31条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第30条第1項及び第33条第3項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の機関（広域連合等の特別地方公共団体を含む。）には、改正法の規定が直接適用されることとなる。

改正法等の規定による審査請求に係る諮問について調査審議を行うために、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の設置及び調査審議の手続きなど必要な事項を規定するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条－第6条）

第3章 審査会の調査審議等の手続（第7条－第10条）

第4章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合議会条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の意見を述べること。

(4) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べること。

(5) 情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（合議体）

第6条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議をする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議をする。

第3章 審査会の調査審議等の手続

（定義）

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（広域連合の機関（議会を除く。）をいう。）及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会をいう。

- 2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（審査会の調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された

保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問庁が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、これらの資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

議案第4号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

国家公務員法等改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に令和5年4月から段階的に引き上げられ、令和13年4月以降は「65歳」となる。茨城県後期高齢者医療広域連合の職員（非常勤職員を除く。）は、市町村及び県からの派遣職員で構成されており、今後、60歳を超える職員が派遣された場合などに対応するため、表記条例を制定しようとするもの。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。
- （定年に関する施策の調査等）

第5条 広域連合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 茨城県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第2号。以下この条において「事務分掌規則」という。）第5条第1項に定める事務局長
- (2) 事務分掌規則第5条第1項に定める事務局次長
- (3) 事務分掌規則第5条第1項に定める課長
- (4) 事務分掌規則第3条第2項に定める会計室長

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著

しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職

務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。) を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、構成団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条各号に掲げる職を占める職員にあつては当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措

置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

議案第5号

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によって、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、行政情報の公開義務及び公開請求に係る手続きなどについて同法との整合性を図ること、その他情報審査会に関する規定について整理を行うため、標記条例の一部を改正するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第11条第6項中「及び次項」を「から第8項」に改める。

第11条第7項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ウ及び同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

第14条第1項中「次条に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会に弁明書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書をいう。以下同じ。）を添えて」を「茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 号。以下「個人情報保護審査会条例」という。）に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）に」に改める。

第14条第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）

以下同じ。)

- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に改正前の第15条第1項の規定により広域連合に置かれた茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会（以下「情報審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に情報審査会の委員である者又は施行日前に委員であった者に係る改正前の第15条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の第14条第1項の規定により情報審査会にされた諮問は、個人情報保護審査会にされたものとみなし、改正前の条文に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第6号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条の規定により、令和5年度の後期高齢者医療制度の保険料の減額を定めるなど所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「28万5千円」を「29万円」に、同条第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附則第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第7号

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,497,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,493,156
	1 負担金	1,493,156
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		2,082
	1 預金利子	1
	2 雑収入	2,081
歳入合計		1,497,240

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		2,790
	1 議会費	2,790
2 総務費		290,129
	1 総務管理費	289,884
	2 選挙費	95
	3 監査委員費	150
3 民生費		1,202,320
	1 社会福祉費	1,202,320
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,497,240

一般会計

議案第8号

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,443,216千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村負担金		70,356,165
	1 市町村負担金	70,356,165
2 国庫支出金		121,469,256
	1 国庫負担金	90,798,944
	2 国庫補助金	30,670,312
3 県支出金		31,543,151
	1 県負担金	31,543,150
	2 財政安定化基金交付金	1
4 支払基金交付金		150,365,490
	1 支払基金交付金	150,365,490
5 特別高額医療費共同事業交付金		255,795
	1 特別高額医療費共同事業交付金	255,795
6 財産収入		103
	1 財産運用収入	103
7 繰入金		2,873,241
	1 一般会計繰入金	1,202,320
	2 基金繰入金	1,670,921
8 繰越金		7
	1 繰越金	7
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		580,007
	1 延滞金、加算金及び過料	4
	2 預金利息	2,072
	3 雑収入	577,931
歳入合計		377,443,216

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1, 2 6 2, 2 0 5
	1 総 務 管 理 費	1, 2 6 0, 7 6 8
	2 賦 課 徴 収 費	1, 4 3 7
2 保 険 給 付 費		3 7 4, 4 1 3, 1 9 2
	1 療 養 諸 費	3 5 6, 6 1 2, 0 0 4
	2 高 額 療 養 諸 費	1 6, 3 5 2, 8 3 8
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1, 4 4 8, 3 5 0
3 県財政安定化基金拠出金		8 9, 2 1 7
	1 県財政安定化基金拠出金	8 9, 2 1 7
4 特別高額医療費共同事業拠出金		2 5 6, 0 0 0
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	2 5 6, 0 0 0
5 保 健 事 業 費		1, 3 4 6, 3 6 4
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1, 3 4 6, 3 6 4
6 基 金 積 立 金		1 0 9
	1 基 金 積 立 金	1 0 9
7 公 債 費		1, 0 1 8
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	1, 0 1 7
8 諸 支 出 金		7 0, 1 1 1
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7 0, 1 1 1
9 予 備 費		5, 0 0 0
	1 予 備 費	5, 0 0 0
歳 出 合 計		3 7 7, 4 4 3, 2 1 6

議案第9号

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ44,713千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,041,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,074,383	△44,613	1,029,770
	1 負担金	1,074,383	△44,613	1,029,770
5 諸収入		1,711	△100	1,611
	2 雑入	1,710	△100	1,610
歳入合計		1,085,927	△44,713	1,041,214

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,574	△474	2,100
	1 議会費	2,574	△474	2,100
2 総務費		278,372	△4,386	273,986
	1 総務管理費	278,127	△4,386	273,741
3 民生費		802,980	△39,853	763,127
	1 社会福祉費	802,980	△39,853	763,127
歳出合計		1,085,927	△44,713	1,041,214

議案第10号

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ114,480千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371,871,749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		67,476,422	△457,805	67,018,617
	1 市町村負担金	67,476,422	△457,805	67,018,617
2 国庫支出金		116,738,515	398,398	117,136,913
	2 国庫補助金	29,715,951	398,398	30,114,349
5 特別高額医療費共同事業 交付金		208,804	△30,630	178,174
	1 特別高額医療費共同事業 交付金	208,804	△30,630	178,174
6 財産収入		26	114	140
	1 財産運用収入	26	114	140
7 繰入金		2,402,980	△35,085	2,367,895
	1 一般会計繰入金	802,980	△39,853	763,127
	2 基金繰入金	1,600,000	4,768	1,604,768
10 諸収入		624,558	10,528	635,086
	2 預金利子	2,732	△660	2,072
	3 雑収入	621,822	11,188	633,010
歳入	合計	371,986,229	△114,480	371,871,749

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		896,506	108,982	1,005,488
	1 総務管理費	895,108	109,021	1,004,129
	2 賦課徴収費	1,398	△39	1,359
2 保険給付費		359,300,682	△50,502	359,250,180
	1 療養諸費	342,721,926	△32,652	342,689,274
	2 高額療養諸費	15,182,305	0	15,182,305
	3 その他医療給付費	1,396,451	△17,850	1,378,601
4 特別高額医療費共同事業 拠出金		209,008	△30,630	178,378
	1 特別高額医療費共同事業 拠出金	209,008	△30,630	178,378
5 保健事業費		1,203,692	△156,896	1,046,796
	1 健康保持増進事業費	1,203,692	△156,896	1,046,796
6 基金積立金		2,136,749	114	2,136,863
	1 基金積立金	2,136,749	114	2,136,863
8 諸支出金		8,144,395	14,452	8,158,847
	1 償還金及び還付加算金	8,144,395	14,452	8,158,847
歳出合計		371,986,229	△114,480	371,871,749

議案第11号

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2の規定に基づき、下記の者を公平委員会委員に選任したいので、同条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

氏名 小林 由士郎
生年月日 昭和27年7月4日
住所 茨城県水戸市

氏名 神山 光男
生年月日 昭和26年2月21日
住所 茨城県水戸市

氏名 山田 春男
生年月日 昭和29年5月2日
住所 茨城県水戸市

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員が令和5年3月28日をもって任期満了となるため、上記の者を公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものである。

参考

こ ばやし よし じろう
小 林 由士郎 氏略歴

生年月日 昭和 27 年 7 月 4 日

住 所 茨城県水戸市

	略 歴
昭和 50 年 4 月	茨城県職員に採用
平成 23 年 4 月	茨城県人事委員会事務局長に就任
平成 25 年 3 月	茨城県人事委員会事務局長を退任
平成 27 年 3 月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任
平成 31 年 3 月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任
	現在に至る

かみ やま みつ お
神 山 光 男 氏略歴

生年月日 昭和 26 年 2 月 21 日

住 所 茨城県水戸市

	略 歴
昭和 48 年 4 月	茨城県職員に採用
平成 21 年 4 月	茨城県人事委員会事務局長に就任
平成 23 年 4 月	茨城県人事委員会事務局長を退任
令和元年 10 月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任
	現在に至る

やま だ はる お
山 田 春 男 氏略歴

生年月日 昭和 29 年 5 月 2 日

住 所 茨城県水戸市

	略 歴
昭和 53 年 4 月	茨城県職員に採用
平成 25 年 4 月	茨城県人事委員会事務局長に就任
平成 27 年 3 月	茨城県人事委員会事務局長を退任
	現在に至る

報告第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条の規定により取得した損害賠償請求権に基づき、下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年9月15日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 相手方
個人

2 事件の要旨

- (1) 平成30年5月7日、国民健康保険被保険者（以下「被害者」という。）が交差点において、夫の運転する普通乗用自動車に同乗中、相手方が運転する普通乗用自動車との衝突事故により、受傷した。
- (2) 被害者が、茨城県後期高齢者医療被保険者の資格を取得した。
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (4) 広域連合は、相手方に対し、損害賠償請求金 10,345,106 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 上記の金額につき、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年3分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

報告第2号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和3年（ワ）第482号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年10月21日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和3年（ワ）第482号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が道路を歩行にて横断していた際に、被告が運転する普通乗用自動車に衝突され受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金21,432,748円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

(1) 被告は、原告に対し、請求額のうち20,000,000円を支払う条件で和解する。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(3) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

議員提出議案第1号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第292条において準用する第112条及び茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議長 須田 浩和 様

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員	坂本 仙一
〃	船川 京子
〃	加藤 恭子
〃	田崎 清
〃	寺門 厚
〃	風見 好文
〃	根本 光治
〃	市村 香
〃	守谷 智明
〃	加藤木 直
〃	吉田 充宏

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の機関には、改正法の規定が直接適用されることとなる。

その一方で、地方公共団体の議会は国会と同様に改正法の適用除外とされており、個人情報の取扱いは、その自律的な対応に委ねることとされていることから、議会が保有する個人情報の保護を図るため、新たに個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第51条）
- 第6章 罰則（第52条－第56条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号そ

の他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個

人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得

するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

<p>第 38 条第 1 項 第 1 号</p>	<p>又は第 12 条第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき</p>	<p>第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条 第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規 定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作 成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記 録されているとき</p>
<p>第 38 条第 1 項 第 2 号</p>	<p>第 12 条第 1 項及び第 2 項</p>	<p>番号利用法第 19 条</p>

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若

しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び

所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報

がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別するこ

とができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第30条 この条例の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、議長が定める額を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行しなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必

要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をする

ことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 号。）に規定する茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第3条で定める区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の
制定について

上記の議案を、地方自治法第292条において準用する第112条及び茨城県後期高齢者医療広
域連合議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議長 須田 浩和 様

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員	坂本 仙一
〃	船川 京子
〃	加藤 恭子
〃	田崎 清
〃	寺門 厚
〃	風見 好文
〃	根本 光治
〃	市村 香
〃	守谷 智明
〃	加藤木 直
〃	吉田 充宏

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に合わせて、茨城県後期高齢者医療広域連合議会におい
ても保有する個人情報の保護を図るため、新たに条例を制定することに伴い、個人情報の開示
請求の手続きや請求のための様式など条例の施行に必要な事項を規定するために同規程を制定
するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合議会条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険

者記号・番号

- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医

師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信す

る方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項の書面は、開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(開示決定等の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。

- 2 条例第24条第2項の書面は、非開示決定通知書（様式第3号）とする。
(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第7号）とする。
- 3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 前項に規定する書面は、開示の実施方法等申出書（様式第10号）によるものとする。ただし、条例

第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（費用の納入）

第18条 条例第30条第2項に規定する議長が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける際に納入しなければならない。

（訂正請求書）

第19条 条例第32条第1項に規定する書面は、訂正請求書（様式第11号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第20条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書（様式第12号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、非訂正決定通知書（様式第13号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第21条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第14号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第22条 条例第36条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第15号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第16号）とする。

（利用停止請求書）

第24条 条例第39条第1項に規定する書面は、利用停止請求書（様式第17号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第25条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第18号）とする。

2 条例第41条第2項の書面は、非利用停止決定通知書（様式第19号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第26条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第27条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問に係る通知書（様式第22号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合議会告示第 号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第18条関係）

区 分		費用の額
写しの作成に要する費用	電子複写機により複写したもの（電磁的記録を印字装置により出力したものを含む。）であって、その大きさが日本工業規格A列3番以下のもの	モノクロのもの 1面につき10円
		カラーのもの 1面につき50円
	第16条第1項第1号に規定する録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録を複写したもの	記録媒体1個につき、当該記録媒体の購入に要する費用を勘案して議長が定める額
	上記に掲げるもの以外のもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
写しの送付に要する費用		当該写しの送付に要する費用に相当する額

[様式省略]

議員提出議案第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、地方自治法第292条において準用する第112条及び茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年2月24日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議長 須田 浩和 様

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員	坂本 仙一
〃	船川 京子
〃	加藤 恭子
〃	田崎 清
〃	寺門 厚
〃	風見 好文
〃	根本 光治
〃	市村 香
〃	守谷 智明
〃	加藤木 直
〃	吉田 充宏

（提案理由）

女性をはじめとする多様な人材の広域連合議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議及び委員会の欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図る。また、行政手続等において、押印を原則廃止とする政府の政策動向を踏まえ、請願に係る「押印」を「署名又は記名押印」とするため、標記規則を改正するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第83条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第128条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員及び同補充員選挙参考資料

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員候補及び同補充員候補の略歴

1 選挙管理委員候補

氏名	みつい よう へい 三ッ井 洋 平	
生年月日	昭和 25 年 9 月 23 日	
住所	茨城県稲敷市	
略歴	平成 29 年 6 月 16 日	稲敷市選挙管理委員に当選
	令和 3 年 6 月 16 日	稲敷市選挙管理委員に再選
	令和 3 年 6 月 17 日	稲敷市選挙管理委員長に就任
		現在に至る
氏名	かた ひら ひろし 片 平 博	
生年月日	昭和 27 年 10 月 4 日	
住所	茨城県結城郡八千代町	
略歴	平成 28 年 3 月 16 日	八千代町選挙管理委員補充員に当選
	令和 2 年 3 月 13 日	八千代町選挙管理委員に当選
	令和 2 年 3 月 23 日	八千代町選挙管理委員長に就任
		現在に至る
氏名	いち むら しげ お 市 村 茂 夫	
生年月日	昭和 28 年 7 月 9 日	
住所	茨城県行方市	
略歴	平成 29 年 11 月 2 日	行方市選挙管理委員に当選
	平成 29 年 12 月 1 日	行方市選挙管理委員長に就任
	令和 3 年 11 月 2 日	行方市選挙管理委員に再選
	令和 3 年 12 月 1 日	行方市選挙管理委員長に就任
		現在に至る
氏名	くろ さわ けい こ 黒 澤 啓 子	
生年月日	昭和 34 年 1 月 7 日	
住所	茨城県北茨城市	
略歴	平成 29 年 6 月 24 日	北茨城市選挙管理委員に当選
	令和 3 年 6 月 24 日	北茨城市選挙管理委員に再選
	令和 3 年 6 月 25 日	北茨城市選挙管理委員長に就任
		現在に至る

2 選挙管理委員補充員候補

氏名 みや ぞの よし つぐ
宮 園 美 次

生年月日 昭和 16 年 12 月 1 日

住 所 茨城県久慈郡大子町

略 歴 平成 20 年 6 月 10 日 大子町選挙管理委員に当選
平成 20 年 6 月 29 日 大子町選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 こまつぎき よし のり
小松崎 吉 則

生年月日 昭和 21 年 2 月 4 日

住 所 茨城県石岡市

略 歴 平成 29 年12月 19 日 石岡市選挙管理委員補充員に当選
令和 元年12月 27 日 石岡市選挙管理委員に就任
令和 4 年 1 月 20 日 石岡市選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 かぶとう はじめ
加部東 肇

生年月日 昭和 22 年 1 月 1 日

住 所 茨城県東茨城郡大洗町

略 歴 平成 19 年12月 18 日 大洗町選挙管理委員補充員に当選
平成 23 年12月 16 日 大洗町選挙管理委員に当選
平成 27 年12月 8 日 大洗町選挙管理委員長代理に就任
令和 元年12月 6 日 大洗町選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 こ たけ さだ お
小 竹 貞 男

生年月日 昭和 29 年 1 月 17 日

住 所 茨城県結城郡八千代町

略 歴 平成 28 年 3 月 16 日 八千代町選挙管理委員補充員に当選
令和 2 年 3 月 13 日 八千代町選挙管理委員に当選
令和 2 年 3 月 23 日 八千代町選挙管理委員長職務代理者に就任
現在に至る